平成２６年（フ）第８７３９号
神奈川県川崎市中原区上小田中３丁目９―３―302
債務者　矢萩　則明
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７４７号
東京都板橋区仲宿15―３―102
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７８１号
東京都台東区入谷１丁目23―９
債務者　山田美津司
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１１号
千葉県松戸市西馬橋１丁目36―２―102
債務者　廣瀬　理絵
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１２号
東京都品川区小山６丁目２―５　第６コーポ丸二401
債務者　遠藤咲百合
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１３号
千葉県いすみ市岬町江場土4642
債務者　関本　幸雄
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１４号
東京都大田区池上６―６―２―302、住民票上の住所東京都大田区中央８丁目22―４
債務者　浅野　美香
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１５号
千葉県松戸市胡録台168―49
債務者　鶴見里江子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１６号
神奈川県秦野市北矢名1246　サンシティＢ202
債務者　木村　慎吾
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１７号
千葉県市原市青柳2065―６
債務者　勝又由佳里
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１８号
東京都世田谷区三宿２丁目11―32―203
債務者　菅原美智瑠（旧姓今）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８１９号
千葉県市川市大和田２丁目12―11
債務者　岡本　大介
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２０号
埼玉県川口市大字安行原23―８
債務者　関根　良舞（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２１号
東京都北区滝野川３丁目48―11―508
債務者　渡邉　淑子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２２号
神奈川県相模原市南区東林間１丁目６―７―303
債務者　松場　俊介
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部